

# 障害児保育—特別な援助を必要とする子どもの保育—の歴史

— 寺子屋時代から今日まで —

佐 藤 陽 子

History of Education and Care of Children with Special Needs

— Terakoya era to Now —

Yoko Sato

In Japan young children with special needs have been integrated in day nurseries since around 1970. In general, Japanese educational system has segregated non-handicapped children with handicapped children since The Meiji Era. Nowadays integration in education is a more common phenomenon not only in Japan, but in the entire world.

Terakoya was a school system for non-Samurai people in The Tokugawa Period. In The Terakoya some handicapped children such as the blind, deaf, mentally retarded, crippled and those with language deficiencies had a chance to learn with non-handicapped children.

Some findings from the study are as follows: there are two streams in special educational needs. One is the work by the institutions such as Takinogawa Gakuen and others. The other one is special classes by various schools. The mentally retarded children are the most numerous, although the start of special education was for blind and deaf children in Japan.

Key words: special needs, integration, Terakoya, mental retardation

何らかの障害を持った子ども（特別な援助を必要としている子ども）が障害を持たない子どもたちと一緒に遊んだり、生活したり、学習したりする事が20年30年前と比較すると日本でもごく一般的になりつつある。特に幼児教育の現場では、統合保育として、最近では特別な援助の必要な子ども（障害を持った子ども）をかなり受け入れてくれるようになってきた。

筆者が障害を持つ子どもについて研究をはじめた1960年代は障害をもつ子どもの保育にやっとな関心もたれ、研究も始まったばかりであった。障害を持った子どもたち、特に就学前の障害児の保育の記録を見つけることはなかなか困難であった。日本保育学会で報告された研究（1986年、荒木、清水）を見てもわかるように1948年から1967年の約20年間は特に少なく、初期には障害児保育の研究は殆ど無かったといえる。それは日本の教育の中での障害児保育の位置づけや保育の状況等と関連があるといえよう。我が国の就学前の障害を持った幼児の保育を知ろうとする時、我が国の幼児教育・保育はどのような状況にあったかを知ることも一つの鍵となろう。

## 幼児教育と障害児保育

日本の幼児教育は歴史的に見れば1876年（明治9年）当時の東京女子師範学校（現お茶の水女子大学）の付属幼稚園がスタートであった。その後、長野県尋常師範学校附属小学校幼稚園の1890年（明治23年）設立等、様々な県で幼稚園は誕生していった。幼稚園は当時はいわば比較的生活に恵まれた一部の階層の子女のためであったと言われていた。後に文部省が音頭取りをしてより庶民的な幼稚園設立の努力をしたともいわれる。一方、保育所は生活に密着した働く人々の切実なる要求から子どもを保育するといった形態で1880年代に各地で誕生し発展していった。日本では、そのように1870年代、1880年代には、幼稚園、保育所の誕生があったが、障害児保育が明確な形で知られるようになったのは、戦後幼児教育が内実共に発展してからといえよう。それは障害を持った幼児が存在しなかったということではなく、公的な記録が探しにくいということである。そのようなことから近代日本の学校制度の源流ともいえる、寺小屋における幼児・児童の姿を見る事により、近世・近代の障害幼児の姿が浮かぶのではないかと思われる。

日本の障害児教育の歴史で一番早く学校制度の中で体制が整えられたのは盲、聾啞教育である。最初は盲児と聾啞児が一緒の機関で教育を受け、やがて盲児は盲児、聾啞児は聾啞児というように、それぞれの障害に応じて分けられた分離教育の形態で進められた。盲・聾啞児教育からやや遅れて進められた知的障害、情緒障害、言語障害、肢体不自由、病弱等は養護学校でいわばひとくくりにして教育されてきた。それは日本の障害児教育だけではなく、他の先進といわれた諸外国でもそれぞれの障害によって分かれた教育の形態が取られ、そこから統合の形態に変革している。

それぞれの障害の専門機関で、分離されていた子どもたちが統合（メインストリーミング、インテグレーション）教育・保育の場に登場し、障害を持たない子どもたちと時間や空間を共有するようになった。大多数の子どもたちが何気なく出来たり、話したりする事が同じような方法でできない子どもたちも、子どもということに何ら変わりなく一緒に学びたいし、遊びたいと思っている。そういうことが解ってきたのは障害を持った子どもたちが普通の教育・保育の場に姿を現し、援助を多く必要とする状況を日常の生活の中で示し、他の人々の目に多く触れるようになったこともある。世界の教育の潮流とあいまって、日本の教育制度や法令が整備、整理されてくる中で変化してきたといえよう。障害を持った幼児の保育はやっとその必要性和重要性が問われてきた。1960年代に既に東京麻布の愛育研究所で家庭指導グループが障害幼児の保育を行い、東京都内や、東京近県から保育を求めて障害を持つ子どもたちと彼らの保護者が集まった。

戦後の障害児保育を見ると、親は障害のある我が子を抱えながら、どの時代にも必死に子育てしながら、子どもを守り、時にはなすすべもなく子どもと共に途方にくれたり、隠し続けたたり、何度も一緒に死を考えたりといった記録も見られる。親がやがて何人かで行政や教育機関にアピールしている。東京千代田区神田在住の障害児の親の強い要望により1952年（昭和27年）には「精神薄弱児育成会（手をつなぐ親の会）」を結成した。

その後日本の人口動態にも大きな変化が徐々に表れてきた。昭和22年から昭和25年（1947～1950）にかけて合計特殊出生率が4.54とされていたが、その後出生数は減り続けた。幼児数も一世帯当たり約2名平均で推移してきていた。その頃は保育所に障害児を入れたくても障

害児はなかなか入園できない状況もあった。

1970年代一世帯あたりの平均出生率が2名を下回る頃から、日本の少子化傾向は顕著に表れはじめた。これは幼児教育の現場のみならず、小学校から大学に至るまでの教育の大きな揺さぶりでもあった。つまり、子どもの数が減少し、しかし学校の教室や幼稚園のクラスはそのままである。そういった現象は障害を持った子どもが空間的には入る余地が出てきたともいえる。最近2、30年は一世帯あたり1.5人をきって少子化現象はますます顕著である。

## 明治の学制と就学義務の猶予・免除

明治5年（1872年）学校制度が公布されて、高い教育目標が掲げられすべての人が教育を受けられるようにという「邑ニ不学ノ戸ナク家ニ不学ノ人ナカラシメン事ヲ期ス」と述べられている。障害児に関しては学制、第二十九章の最後の部分に「此外廢人学校アルヘシ」と述べられているのみである。障害児教育に関しては、1878年（明治11年）に文部省による日本教育令という改正案が作られ、その中に障害児教育に関する進歩的な三章を織り込んだが、時勢に合わないということで、削除、簡略化されてしまった。規程の内容としては「廢人学校」という用語を用いず、「盲学校」「聾啞学校」「改善学校」と障害を区別している。その後は障害児教育に関しては触れられず、就学免除の廢疾として扱われてきた（表1参照）。

表1 就学義務の猶予、免除規定の変遷

勅令/法令	就学義務の猶予	就学義務の免除
第一次小学校令(第五条) 1886. 4 (明治19年, 4)	事由：疾病、家計困窮、其他止ムヲ得サル事故 (府知事県令の許可)	なし
第二次小学校令(第二十一条) 1890. 10 (明治23年, 10)	事由：貧窮、疾病、其他止ム得サル事故 (監督官庁の許可を受け市町村長が)	
第三次小学校令(第三十三条) 1900. 8 (明治33年, 8)	事由：病弱又ハ發育不完全  事由：保護者の貧窮 (何れも監督官庁の許可を受けて市町村長が)	事由：癩癩、白痴、又ハ不具廢疾
国民学校令(第九条) 1941. 3 (昭16, 3)	事由：病弱又ハ發育不完全其ノ他止ムヲ得サル事由 (市町村長又は地方長官に報告)	事由：癩癩、白痴、又ハ不具疾病 (地方長官の許可を受けて市町村長が)
学校教育法(第23条) 1947. 3 (昭22, 3)	事由：病弱、發育不完全その他やむを得ない事由 (監督庁の定める規程により、都道府県教委の認可を受けて市町村教委がする)	

(西暦年、条号筆者加筆)

表1に示されるように第二次小学校令、1890年以降1946年までは「癩癩、白痴又ハ不具廢疾、不具疾病」に該当する障害児は就学義務が免除言い換えれば、学校教育が受けられなかったのである。

1930年代（昭和初期）から第二次世界大戦終結までの間は教育自体が暗闇の中にあったように、障害児保育・教育も壊滅状態といわれた。1948年（昭和23年）に盲学校と聾学校は義

義務制になったが、遅れる事31年養護学校はやっと1979年（昭和54年）義務制になった。重い知的障害、情緒障害等を持つ子ども達は就学免除という名の下で学校教育の光が長い間、当てられなかった。

1979年（昭和54年）に養護学校が義務教育となって一応すべての障害をもつ子ども達が学校に通うということになった。その当時最重度の知的障害を持つ子どもたちの施設に通っていた筆者が目にした光景は、施設の一室や、庭から外の世界へ決して出る事が出来なかった子ども達が施設の職員に手をひかれて、同じ敷地内に建てられた学校に行く姿であった。前述したように教育が自由で一人一人が尊重されている時代は、人権主義が高まり障害をもっている子どもたちも尊重され大事にされる。なぜなら周知のとおり、戦時下や終戦直後のように国民の教育が昏迷を極めていいる時に障害児教育のみが、望ましい方向に発展する事は困難ということである。

明治維新以後、日本は新しい学制を公布し、近代国家への一步を踏み出した。江戸時代の寺子屋等の記録は明治維新の教育改革につながる貴重な資料である。障害を持った幼児、あるいは障害児の保育の実態を知る手がかりを与えてくれると思われる。また知的障害を持った子どもの日本最初の先駆的な施設や小規模学院について述べる。本研究の目的は障害児教育・保育（特別援助を必要としている子どもの教育・保育）の歴史的経緯を明らかにすることである。

### 我が国の障害児教育・保育の歴史をたどって

#### 江戸末期の寺子屋と障害児 — 乙竹岩造の調査を中心に

江戸時代の庶民の子どもたちの教育機関といえば、寺子屋である。寺子屋は「寺子」と家を表わす「屋」との合成語といわれる。「寺子」は学ぶ人の意味である。従がって寺子屋は学ぶ人がある家という風にとれる。乙竹<sup>(12)</sup>（中巻 p 278）によるとこの言葉が戯曲で始めて出たのが1723年（享保8年）で竹田出雲の作右大将鎌倉實記の中に2ヶ所出ているとした。紡績・裁縫等の弟子なども寺子というという記録もあるが、「元は寺院で手習・物讀を学ぶ児童を指していった」のを紡績・裁縫等の弟子まで及ぼしていったのではないかと論じている。寺子屋は上述した通りであるが「学ぶ人が通う場所、家」としている。明治以前の庶民の教育は寺子屋を中心に展開された。乙竹<sup>(12)</sup>は1915年（大正4年）から1917年（大正6年）にかけて3年間寺子屋の調査を行った。その中で盲児や聾啞者、不具者等についての質問項目を設けている。12000名分の調査用紙を配布し3090の回答を得た。得られたアンケートの結果は障害を持った子どもについて知ることが出来るとともに教育内容、課程、寺子の仲間関係、教材等を知る上でも興味深いものである。乙竹は北海道から沖縄までを7つの地方にわけて結果を整理した。その中で江戸時代の寺子屋へ障害児の通う状況への調査結果がある。それは表2に示す通りであるが、年齢、障害の個々の詳しい内容は分からないが習字を主に学ぶという点からも聾啞児中心ではないかと言われる。寺子屋へ通っていた子どもの年齢は乙竹の調査結果では、最年少が6歳でそれ以下の年齢はない。報告の最年長は18歳が男子で1名いるが、年齢分布のピークは男女とも8歳、9歳でそれぞれ725校（23.5%）と752校（24.3%）である。男女差が大きく、回答は男子に関して、2540（82.2%）女子は550（17.8%）と当時の日本の男女の就学の条件を示している。就学しない理由を障害があるとか、貧しい等の理由の中に、女という条

表2 江戸末期の寺子屋への障害児の通学状況（単位：校）

地域	通学あり	通学なし	不詳	計
奥羽地方及び北海道	46 (14.6%)	249	19	314
関東地方	43 (10.2%)	342	37	422
中部地方	60 (8.3%)	613	53	726
近畿地方	57 (7.9%)	629	39	725
中国地方	17 (5.0%)	300	26	343
四国地方	24 (8.3%)	247	18	289
九州地方及び沖縄県	19 (7.0%)	231	21	271
計	266	2661	213	3090

出典 乙竹岩造 (1929) 日本庶民教育史、中、下巻より、平田<sup>⑨</sup>まとめ

件で寺子屋にこないという回答もあった。幼児については、5歳就学は全国でわずか男児12名女児2名である。6歳児は男児138、女児47となっている。7歳児になると男児469、女児107と就学率はぐんと上がる。乙竹の全国調査結果では、男女とも就学人数が最も多いのは、9歳で、ついで8歳、7歳と続く。

乙竹<sup>⑫</sup>の研究を平田<sup>⑨</sup>がまとめた表2によると、幕末（1850年代）の全国調査の結果では、障害児の多くは学習（習字）可能な聾啞児がかなり占めていた様子である。しかし各地方の記録を見ていくと、統計上の数値には出てないが、教授上の苦勞として、「低能児、愚鈍児」に関しては特別な注意を払って指導したり（兵庫県）、「吃音児」の指導さえも行ったと言う記録もある。寺子屋の規模も様々であり、場所も人が集まるおおきなまちいわゆる“都市駅邑の寺子屋”から小さな村落までである。一般には大きな邑に多く大きい寺子屋があったと思われる。表2の結果からもわかるようになりに地域差があり、一番多く障害児が寺子屋に通ったと回答したのは奥羽、北海道地方で314校中46校通っていたと言うことでこの地方の対象校全体の14.6%を占めている。この数値は障害児もかなり寺子屋に通っていたといえる。奥羽、北海道地方は年齢分布では障害を持つ子どもかどうかは分からないが5歳、6歳児が男子のみそれぞれ1名、11名ずつ分布している。通学ありというのはいわばある意味では統合教育・保育の原型と見て良いのではないかと筆者は判断する。どの地方も通学無しの報告が圧倒的に多いがそれらの寺子屋には障害を持った子どもは通ってなかったと言うことである。各地方に比較して一番障害児の通学者が多かった奥羽・北海道地方を乙竹の文献からもう少し詳しく見ると北海道内でも寺子屋の数も通学も地域差がかなりあるが、町場にある寺子屋9校中3校に聾啞児が通っていたと言う障害児の通学の割合が非常に高い地域の記録も見られ、これは当時としては大変な統合率である。東北6県の記録を見ると岩手県を除いて各県とも障害児の就学率がかなり高い。宮城県では50校中7校に障害児が通っていた、山形県は盲・聾啞児、不具者が通っている寺子屋13校をあげ、福島県の相馬郡では手足の不自由なひと、不具の人は勉強すると商売するのに良いと32校中4校も不具の子どもが通っていた。青森県でも9校に盲・聾啞

児が通っていたし、秋田県では不具者が通っていた4校が挙げられる。岩手県は聾児1人が通っていたという記録である。これらの例から見ても全国で一番高い障害児の通学数となったといえよう。中国地方は乙竹の調査では最も低い障害児の通学数で寺子屋に通った子どもは17名(5%)で300名が通わなかったとされている。

乙竹の調査に現れる障害児のもう一つの言及は、「就学しない事由」欄である。就学しない理由として「不具・廃疾」を中国地方を除いては全ての地方であげている。パーセンテージはどれも低いが中部地方の745回答中29(3.9%)が最も高く、四国地方は310回答中2(0.6%)と最も低い。中国地方には記述がなかったので調査内容を調べて見ると「不具、白痴、低能」の事由で不就学の記述があった。何れにしても不就学の中に障害があるために寺子屋に通えなかった子どもたちの記録があった。参考までに不就学の理由の50%以上が殆どの地方で「貧困」というのが際立っていた。江戸末期の庶民の生活を写しだしている一面である。

### 盲、聾教育からの始まり

我が国の近代における障害児の教育は盲聾教育からスタートしたといえよう。その起源は京都府における明治11年(1878年)に開設された盲聾院である。京都市の熊谷伝兵衛が隣家の聾聾姉弟に同情してこの聾聾姉弟の教育を教員の古川太四郎と佐久間丑雄等に相談したとされている。古河は1874年から1875年頃にかけて指導を開始したとされている。彼の指導法は筆談と手まねであったが、指導の効果をあげた。明治12年(1879年)には京都府立盲聾院となり、その後経済的困難もあり、京都市に運営を移管し1889年(明治22年)京都市立盲聾院として存続を保ったと言われる。一方、東京築地では1880年(明治13年)楽善会訓盲院としてスタートしたが、設立まで幾つかの困難があり政財界の有力者の協力を得て、やっと出願できたといわれる。京都の盲聾院と同じように、経済的に困難で1885年(明治18年)に文部省に移管され、その名称も東京盲聾学校となった。その後盲聾児の教育に関しては、京都の盲聾院や東京盲聾学校設立の影響も有って各地に盲聾学校が増える傾向となり、やがては盲学校と聾学校が分類されるまでに至った。1923年(大正12)年に「盲学校及聾学校令」という勅令の制定に続き、これに基づく文部省令「公立私立盲学校及聾学校規程」も公布され、盲聾教育は二種類の学校に制度上分類され、法的にも明確となった。

### 盲・聾児以外の障害児保育・教育 — 特に知的障害児の保育・教育を中心に

盲・聾児の教育も教育者達の大きな努力によって小規模な学校から、公的機関として位置づけられ規定されたが、知的障害児(精神薄弱児)教育等はその必要性にも拘わらず、やや遅れた。明治の小学校令時代に入り義務教育制度改正が進むにつれ、整備される中で、就学率が増え児童数が増える中で、学業不振児、非行児が表面化した。学業不振児は当時は落第児とか劣等生といわれたが、これらの子どもの教育を引き受ける学校が長野県松本や長野に現れた。障害幼児の保育を1938年(昭和13年)に東京、愛育研究所で始めたという貴重な記録<sup>8)</sup>(年表p755)がある。障害幼児の記録は江戸時代の寺子屋の教育の実態や、施設の子どもの保育から見つけ出す事が可能ではないかと、筆者は判断し施設や寺子屋の教育や子ども達について調べた。

表3 義務教育段階の盲・聾・養護学校および特殊学級の現状－国・公・私立計(平成14年5月1日現在)

区 分		学校数	児童生徒数	区 分		学 級 数	児童生徒数		
特殊教育諸学校	盲 学 校	67校	1,182人	小・中学校	特殊学級	知的障害	17,671学級	53,175人	
	聾 学 校	98	3,438			肢体不自由	1,765	3,131	
	養護学校	知的障害	472			31,634	病弱・虚弱	832	1,693
		肢体不自由	195			12,131	弱視	164	216
		病弱	95			2,761	難聴	567	1,109
	小計	763	46,526			言語障害	325	1,166	
計	928	51,146	情緒障害	8,031	21,337				
児童生徒合計数				計		29,356	81,827		

出典 文科省「平成14年度特殊教育資料」<sup>(11)</sup>

現在保育所や幼稚園等の保育の現場で障害児と言った時一般的には、視覚障害児や聴覚障害児も全くないわけではないが、目や耳の不自由な子どもたちよりも知的障害、言語障害、情緒障害また重複障害として身体的にも障害を持つ子どもが、統合保育ではむしろ多く受け入れられている。小学校、中学校の特殊教育また養護学校でも知的障害児の占める割合が圧倒的に多い(表3参照)。しかも在宅の知的障害児(18歳未満)が9万人以上いる。最近では自閉的な子ども、自閉症児あるいは広汎性発達障害と診断された子どもたち、ダウン症、言語障害、知的障害等実に様々な障害を持った子どもたちが保育所や幼稚園で障害を持たない子どもたちと一緒に遊び、生活をしている。特殊学級に通っている小学生、中学生の中でも知的障害を持った子どもが圧倒的に多いのがわかる(表4参照)。知的障害をもう少し詳しく見ていきたい。

表4 特殊学級数および特殊学級在籍児童数－国・公・私立計(平成14年5月1日現在)

学校別 障害種別	小 学 校		中 学 校		合 計	
	学 級 数	児 童 数	学 級 数	生 徒 数	学 級 数	児童生徒数
	学級	人	学級	人	学級	人
知的障害	11,780	34,963	5,891	18,212	17,671	53,175
肢体不自由	1,337	2,444	428	687	1,765	3,131
病弱身体虚弱	575	1,194	258	499	833	1,693
弱視	126	164	38	52	164	216
難聴	394	762	173	347	567	1,109
言語障害	296	1,103	29	63	325	1,166
情緒障害	5,698	15,333	2,333	6,004	8,031	21,337
計	20,206	55,963	9,150	25,864	29,356	81,827

(注) 上記のうち、国立および私立の学級数(児童生徒数)は次のとおりである。

国立小学校 知的障害 24学級(112人) 私立小学校 情緒障害 18学級(176人)  
 × 中学校 知的障害 16学級(150人) × 中学校 情緒障害 9学級(106人)

出典 文科省「平成14年度特殊教育資料」<sup>(11)</sup>

### 長野県の知的障害児のための学級

知的障害を持つ子どもの教育は、長野県松本尋常小学校に1890年(明治23年)に落第生学級、同じく長野県長野尋常小学校に1896年(明治29年)に晩熟生学級が作られたが、これらは精神薄弱児学級の源流とされる。松本尋常小学校の落第生学級は4年後の1894年(明治27

年)に閉鎖し、一方長野尋常小学校の晩熟生学級はその後学校が城山、後町、鍋屋田に分かれた後も学級は1919年(大正8年)頃まで続いたとなっている。長野県にいち早く知的障害を持つ子どもの学級を作り、その存続の違いは次の説明にもうかがえる。1890年(明治23年)に開設し4年後1894年(明治27年)に廃止した理由として『此法は劣等学級生は、他の軽侮を受くると共に自暴自棄の念を起し、訓育上の障害となり、又各学級教授の進度を異にし、授業上の統一を欠き、且教員何れも劣等学級に当たるを嫌忌する等の弊害あり。従て其成績予想の如く佳良ならざるを以て、明治27年三月に至り該組織を廃し、同年四月寄り同学年を二学級以上に編成するには成績順により交互に之を取り平等に分割することとせり。』<sup>8)</sup>とある。また一方の長野尋常小学校の特別な学級は約25年間ほど存続したが、1900年(明治33年)頃この特別学級の担任たち、小林米松、篠原時治郎は彼らの学級について『わが長野尋常小学校においては、学力劣等生のみを集めて別に学級を編成し、もってこれに適する教授を施したるに、その成績やや可なるをみる。ただ少数の生徒を有する学校においては、かかる方法をとることはなほだ困難なるべきも、わが校のごときは年々四百人以上の新入生徒を得るをもって、劣等生徒の数もまた、三、四十を下らざるがゆえに、この劣等生のみを集めて一学級を設け、特別な教育を施することを得るなり。

この特別学級は尋常科四か年の教科を五か年かかりて卒業せしむる仕組みにて、初年級すなわち第一学年の終りにおいて、その劣等なるものを認めこれに前年期修業の証書を与え、もってこの学級を編制す。しかして次学年度より前年度の課業を継続して徐々に進行しもって全くその業を終るものとす。わが校にては数年前より此の施設をなし、本年三月第一回の卒業生四十余名を出し、現在第一学年より第四学年に至るまで各一組ずつの鈍児学級あり。』<sup>8)</sup>と述べている。更にこの特別な学級の教育の効果を次の5点にまとめている。

「1 劣等生のみを集めているので、教授上他生の妨げとならない。2 学力殆ど同等なので、児童の能力に適する教授ができ、彼らは確実な智識を取得し興味も多い。3 彼らはことに教師を信頼しよく教師になつき、従がって訓練しやすい。4 彼ら劣等生は他の生徒に比較し、平均年令一才を超えるので、三四学年で、更に長足の進歩をする。5 以上のことから卒業期に至れば、普通生に比して成績が、中等または中等以上に位置する。」<sup>8)</sup>と評価している。

### その後の知的障害児の学級

長野県の二つの尋常小学校に続いて、1906年(明治39年)には群馬県館林尋常小学校、1907年(明治40年)には岩手師範学校附属小学校、1908年(明治41年)には東京高等師範学校附属小学校、姫路師範学校附属小学校、長野師範学校附属小学校、そして1909年(明治42年)に広島師範学校附属小学校、1910年(明治43年)に長野県小諸尋常小学校、北海道丸山尋常小学校、1911年(明治44年)に奈良女子師範学校附属小学校というように次々と知的障害児のための特別な学級が全国に出来ていった。明治後期に公教育の師範学校の附属小学校に次々と設置されたのは、この時期欧米の精神薄弱教育の実際を視察し、帰国した乙竹岩造の影響やドイツの視学ジッキンガー提唱のマンハイムシステム(能力に応じた学級編制法)の導入等も考えられる。

## 日本最初の知的障害児独立校 — 大阪・思斉学校設立

1940年（昭和15年）大阪東区真田山公園に我が国初めての精神薄弱児の学校が設立された。学校名は思斉と名づけられた。学校名の「思斉」は論語の里仁編の中から当時の大阪市長の坂間棟治が命名した。当時の小学校令には精神薄弱児の学校設置の条文が無かったことから、小学校に類する各種学校として認可を受けた。いずれにしてもこのような学校ができたのは1905年（明治38年）鈴木治太郎が、大阪府師範学校付属小学校に教育治療室を設け、知的障害児や学業不振児の特別指導にあたり力を尽くした結果である。その後鈴木治太郎は1917年（大正6年）に大阪市の視学となって学業成績が振るわない児童や、知能測定の研究に尽力し、退官後も小学校の教育研究会特殊教育部を指導、研究を続けた。1939年（昭和14年）発表された「大阪市に於ける学業不振児の調査」に基づいた教育対策から、三つの要望事項が出された。その一つの要望事項「やや軽い精神薄弱児IQ五十～七十、三四七五名に対しては、三〇〇学級の特別学級又は特殊学校を設け、個別指導によらねばならない。特殊学校又は学級で、これら児童の知能の発達に適した教育を行えば、少なくとも一、二年の進度を高めるばかりでなく、性格面のゆがみもおし得るのである。」に応じて1940年（昭和15年）思斉学校設立となった。他の二つの要望事項は知的障害を持つ子どもの教育に大きな示唆を与える。重度の知的障害を持つ子どもに対する、通常の小学校の教科教育の効果の無さ、別の社会施設での保護的な方法の必要性である。もう一つの要望事項内容は知的発達が境界線上の学業不振児の様々な複雑な要因を述べ、治療的、補助的学級の設置の必要性等も貴重な分析である。鈴木治太郎が知的障害児や学業不振児の指導を始めたときは、時まさに知能測定にエポックともいえる、フランスのビネーが世界最初のビネースケールを発表した時期でもあった。

## 戦後の障害児教育

戦争の影響で、戦前の特別な学級や養護学級は殆ど廃止された。知的障害児のための学級で最も早く復活したのは1946年（昭和21年）、東京、渋谷の大和田国民学校の養護学級とある。1947年（昭和22年）年学校教育法が施行されたが、戦後の混乱の中で障害児教育の進行は困難を極めた。しかし米の総司令部民間情報教育局の指導下で、特殊学級の普及に努めた。養護学校の義務制が成立していないこともあって、名称は公立の学校は様々であった。戦前日本最初の知的障害児の学校として誕生した思斉学校は大阪市立思斉小・中学校（旧大阪市思斉国民学校）となっている。盲・聾学校は1948年（昭和23年）義務制となったが、養護学校はその31年後の1979年（昭和54年）に義務制の運びとなったのである。ここで重い障害児の就学猶予は大きな転換を見せた。また幼児の教育に付いての明確な位置づけが1947年（昭和22年）学校教育法で制度化（77条）され、米のCIE（連合軍最高司令部民間情報教育部）ヘファン女史の指導下で文部省の担当者と共に「保育要領」を作成した。障害幼児についての保育内容ではないが、幼児教育の位置づけが明確になったともいえる。

## 障害児教育のもう一つの潮流—施設での教育

知的障害を持った子どもたちのもう一つの教育・生活の場は社会福祉的な色彩の濃い幾つか

の施設である。特に日本最初の精神薄弱児施設である滝乃川学園に付いて述べる。1891年（明治24年）石井亮一は孤女学院を作り1896年（明治29年）滝乃川学園と改称した。立教女学院の教師をしていた石井は濃尾大地震で多くの孤児が出たことを知り、孤児を収容する施設を開いた。その中の二名が知的障害児であったことがきっかけで、障害児教育をすることになり滝乃川学園で知的障害を持った子どもたちに一生をささげることになる。1909年（明治42年）には京都に脇田良吉によって白川学園が開設された。脇田は東京で伊沢修二、石井亮一等に精神薄弱児教育について学んだ後、マンハイム式学級に寄宿舎付設の白川学園を作った。その他大正から昭和にかけての知的障害児の施設は1916年（大正5年）に大阪府に岩崎佐一によって作られた桃花塾、1919年（大正8年）に伊豆大島に川田貞治朗によって設立された藤倉学園、1923年（大正12年）に茨城県に岡野豊四郎による筑波学園、1927年（昭和2年）兵庫県に三田谷啓による三田谷治療教育院、翌1928年（昭和3年）千葉県に久保寺保久による八幡学園、1930年（昭和5年）には東京に児玉昌による小金井学園、1931年（昭和6年）広島市に田中正雄による六方学園等である。

### 滝乃川学園における知的障害児の教育

石井亮一は1891年（明治24年）親をなくした、不遇な少女2名を引き取り、借家して老婆を雇って面倒を見ていた。その後濃尾被災地から引き取った孤児となった少女たち20数名の父親代わりになって乳飲み子にはミルクを買い与えたり、なれないおむつの世話までした。借家では手狭になり養母の援助を受けて他の場所に約500坪の土地を買い1892年（明治25年）には建物を新築し、使用人もいれて約60名ほどの大家族となった。預かった女兒の中に助教師の手に余ると言って7、8歳の子どもを石井の下に連れてきて、教え甲斐がないといって自分の無力を嘆かれたので、石井自ら教育することにした。これがいわば知的障害を持った子どもの教育の一步だった。この少女は学園の人々から愛され、尋常4年位まで学んだが、16歳の時腹膜炎を患って亡くなった。この少女の教育のために石井は苦勞し、学習研究を重ねた。1896年（明治29年）に研究と視察のため渡米し、縁故で半年間はミネソタ州フハリボウ州立精神薄弱児教育学校で学び後マサチューセッツ州、コネチカット州エルウィン学校、ヴァージニア州等で実践と研究を重ね一年後帰国した。1920年（大正9年）には学園焼失の不幸に見舞われる。学園にある研究データ、蔵書、研究、教育器具等を失いこの時6名の園児が亡くなった。

表5 滝乃川学園園児知的発達（1935、昭和10年）記録

教 室	人 員	精神年齢(平均)	生活年齢(平均)	智能指数(平均)	受 持
I (男子部1)	14	5 - 11 (9)	15 - 27 (22)	26 - 66 (49)	板 橋
II (女子部)	9	5 - 7 (6)	11 - 30 (16)	31 - 50 (42)	諏 訪
III (男子部2)	9	5 - 9 (8)	13 - 20 (16)	33 - 68 (48)	古 山
V (幼稚部1)	8	5 - 7 (7)	10 - 14 (13)	44 - 69 (51)	本 荘
VI (幼稚部2)	8	3 - 6 (5)	9 - 13 (11)	30 - 38 (35)	清 村
其 他	5	-	27 - 40 (35)		中 島 富 田 米 原

出典 石井<sup>(4)</sup>、石井亮一全集4巻p369

1人の園児の火での悪戯からと言われる。学園での知的障害児の生活、学校での様子を記録を追って見ていくと、幼稚部、男子部、女子部に分かれて指導している。幼稚部は指導内容を見ると幼児期の指導内容がある。折り紙、切り紙、こま回し等もしている。幼稚部は生活年齢も低い、精神年齢も低い子どもがいる。幼稚部は2クラスになっているが、表5に示すように精神年齢は3歳から7歳で生活年齢は9歳から14歳となっている。これは1935年（昭和10年）の記録である。1910年（明治43年）の記録では小学部、中学部の他に予備科があり、予備科の幼児の姿を述べている。年齢が記された記録は1935年頃でそれまでは明確な児童の年齢の記録はない。ある時期には6、7歳前後の幼児の入園は記録からは読み取れる。

表5には48名の園生の知的能力の記録であるが、その他のグループ5名は生活年齢が27歳から40歳となっているので、収容施設でもある滝乃川学園の園生の状況を示すものである。

### いま、障害児保育は一障害の概念の変化

1960年代は障害を持った幼児の保育は行われていたが、まだ統合保育とか交流保育という形で大きな広がりを見せていなかった。大津市が1973年（昭和48年）に統合保育を始め、豊中市は1974年（昭和49年）、吹田市は1975年（昭和50年）といったように、次々と障害児保育を保育所で始めて、全国的な広がりを見せた。仙台市でも比較的早い1976年（昭和51年）に取り組みをし、公立保育所で統合保育を試行錯誤しながらすすめた。1974年には厚生省の障害児保育事業実施要綱が施行され、障害児を受け入れる保育所に対して具体的な法的措置も示された。殆ど時を同じくして、1974年には文部省から「私立学校（特殊教育補助）交付要綱」がでたが、これはやや非現実的に思える。1985年には改善される。しかし公立幼稚園には助成されない。いずれにせよ、保育現場での障害児の保育がはっきり見えてきている。更に市町村では福祉政策によって手厚い援助を現場にしているところや、障害の程度を見ながら子どもの保育を主体にして、柔軟な対応で統合保育を良い形ですすすめているところもある。現場における様々な課題も多いが、佐藤等の論文<sup>(4)</sup>を参照。障害についての概念の変化が大きい。寺子屋時代から明治、大正、昭和をとおして、障害については多くの差別用語や人権無視の言葉が多く使われてきた。知的障害児にたいしては、“精神薄弱児”の用語を半世紀以上にわたって使ってきたし、また知的障害の程度を表わす用語も“白痴、痴愚、魯鈍”等が教育用語として1946年（昭和21年）まで使用されていた。（表1参照）

障害についての概念は1981年（昭和56年）WHOから出された、欠陥、欠損impairment、機能不全disabled、不利handicap等が近年変更されることが課題となっていたが、2001年（平成13年）に改定された。これは非常に大きな変化でもあった。1981年の定義と大きく異なるのは、障害の状況をベースにして、考えるのではなく、「健康」の状態から考え方を進めているものである。ある意味ではより楽観的な見方ともいえる。もうひとつの最近の大きな変化は、障害児教育関係を長年指導、管轄してきた、文部省特殊教育課を2001年（平成13年）に特別支援教育課と名称を変更したことである。筆者はこれも大きな変化として見ている。障害児保育に関しては、統合保育とノーマライゼーション、更に統合保育からインクルージョンの概念を含んだ方法もなお一層模索されると思われる。その他、生涯発達、生涯支援、脱施設化と地域社会の受け入れ、家族支援の強化等が大きな課題でもある。

## 考 察

江戸末期の寺子屋の乙竹による全国調査や詳細な説明をとおして、障害を持つ子どもたちの教育の実態や幼児、児童の学習や遊びについて私なりにかなり学ぶことができた。寺子屋における障害幼児ははっきりと認識できないまでも、現代で言う幼稚園の年長組くらいの幼児は来ていたようである。文化、文政が寺子屋の最盛期といわれている。私たちが子どものころから聞いていた、読み書きそろばんの源流が寺子屋の中心にすえられていた。東北六県と長野県は少し丁寧に調べたが、東北・北海道が一番障害児の通学率が高かったのに驚かされた。データの取り方、回答者数にもよるが、詳しい内容を読むと数値が高いことも納得できた。長野県の障害児教育への筆者の関心は、1890年代に障害児の学級を作り、当時は人権を尊重されなかった子どもたちの教育を挑戦的にやろうとした点である。松本と長野の尋常小学校の2校の内一方はかなり成功し、一方は閉鎖することになった。子どもと教師の関係、教師の児童観、教材の使い方などにも違いがでていたと思う。長野県は障害児学級へ先進的に取り込んだだけでなく、1890年には長野県尋常師範学校附属幼稚園を開園している。寺子屋時代の記録を見ると、全国で最も古い寺子屋があり、しかも寺子屋数は一番多いという記録であった。ただし女子の教育は非常に遅れているようである。

障害児についても、明治政府は海外に留学生を送りその知識、方法などを参考にしようとした。先進諸国から教育について学ぶのは勿論貴重であるが、障害児教育に大事な理念と思われる人間観、教育観、世界観を持つ人々が江戸、明治、大正、昭和を通して何人か上げられる。共通していえることは、子どもの主体性を大事にして、「援助」する教育<sup>(18)</sup>を行うことである。江戸時代は貝原益軒、小林一茶、明治時代は福沢諭吉、石川啄木、少し飛んで昭和後期は宮城まり子、灰谷健次郎などである。障害を持つ子どもや大人の人たちはたくさんの特別の援助を必要としている。地域社会で一緒に生活するにはまず施設や病院を離れ、みんなと一緒に“当たり前前の生活”ができるかである。

## 文 献

- 1) 安藤房治 (2001) インクルーシブ教育の真実 (アメリカ障害児教育レポート) 学苑社
- 2) 荒川勇、大井清吉、中野善達 (1976) 日本障害児教育史、福村出版
- 3) 荒木穂積、清水民子、荒木美和子 (1986) 障害乳幼児の発達と保育に関する研究動向(1) 日本保育学会第39回大会研究論文集、305
- 4) 石井筆子、城戸幡太郎、奥田三郎 (1992) 石井亮一全集 (1～4巻) 大空社
- 5) 石川松太郎 (1978) 藩校と寺子屋、教育社
- 6) ケネス・キース&ロバート・シャーロック編、館暁夫、渡辺勤持監訳 (2002) 知的障害とQOL —21ヶ国の調査から—日本知的障害福祉連盟
- 7) 近藤原理 (1998) あるがままにあたり前に—地域で障害者と共同生活36年。今思うこと、発達障害研究、20、3、1-11
- 8) 文部省 (1978) 特殊教育百年史、東洋館出版社、139-140
- 9) 中川満紀男、荒川智編著 (2003) 障害児教育の歴史、明石書店、109
- 10) 日本知的障害福祉連盟編 (2003) 発達障害白書、日本文化科学社
- 11) 日本知的障害福祉連盟編 (2004) 発達障害白書、日本文化科学社、245、254
- 12) 乙竹岩造 (1970) 日本庶民教育史、上、中、下巻、臨川書店
- 13) パースキー、R. & パースキー、M. 白井裕子他訳 (2000) やさしい隣人達—共に暮らす地域の暖かさ、日本知的障害福祉連盟選書

佐藤：障害児保育－特別な援助を必要とする子どもの保育－の歴史

- 14) 佐藤陽子、杉山弘子(1992)統合保育について－歴史、現状及び今後の課題、尚綱短大研究報告、39、177-185
- 15) 佐藤陽子(2002)社会の変遷における“特別援助を必要とする子どもの保育、教育”－日本とスウェーデンの実践をとおして、尚綱短大研究報告49、7-19
- 16) 佐藤陽子(2003)特別援助を必要とする子どもの家庭をとりまく環境－調査を中心としての一考察、尚綱短大研究報告、50、19-31
- 17) 末光茂(2001)発達障害のQOLと福祉文化への視点－脱施設化を中心に－発達障害研究、22、4、255-266
- 18) 渡辺弘編(1997)「援助」教育の系譜、川島書店